

附 属 機 関 等 の 概 要

担当部課名	後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課							
付属機関等の名称	北海道俱知安保健所及び岩内保健所感染症審査協議会							
「附属機関」「委員会」の別	附属機関							
設置年月日	平成11年4月1日							
設置根拠	感染症予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第24条							
設置目的	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき人権遵守の観点から、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長、並びに費用に関する必要な事項を審議する。</p> <p>【所掌・協議事項】</p> <p>1 保健所長の詰問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条1項の規定による通知、第20条第1項（第26条において準用する場合を含む）の規定による勧告及び第20条第4項（第26条において準用する場合を含む）の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な審議をすること。</p> <p>2 第18条第6項及び第19条第7項（第26条において準用する場合を含む）の規定による報告に関し意見を述べること。</p>							
委員構成	<p>1 委員数 5名</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">感染症部会</td> <td style="text-align: center;">5名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">結核部会</td> <td style="text-align: center;">5名</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	委員数	感染症部会	5名	結核部会	5名
名 称	委員数							
感染症部会	5名							
結核部会	5名							
会議の公開状況	公開・一部公開・非公開の別	非公開						
	<p>【非公開の理由】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項に基づく患者個人に係る審議のため。</p>							